

11.2km 地点の通行規制について

1 状況

11.2km 地点は、令和 6 年 9 月に法面が崩落しました。

現在も落石があり、東俣線内においてもとりわけ危険な場所です。

地すべりが発生する可能性もあります。

現在、地すべり調査用の観測機器を設置しています。

法面に一定以上の変状が発生した場合は、現場の前後に設置したパトランプが点灯します。

地すべり調査は、令和 7 年 12 月末まで実施する予定です。

2 パトランプ点灯時の通行規制

パトランプが点灯している期間は通行止めとします。

歩行者、自転車を含めた全面通行止めです。

危険ですので絶対に通行しないでください。

パトランプの点灯を確認した場合は、速やかに引き返してください。

安全が確保される場所に移動したのちに、下記連絡先にご連絡をお願いします。

連絡先【令和 7 年 5 月 6 日までの期間】

「平日 8:30 から 17:15 まで」

静岡市役所 森林経営管理課 054-354-2166

または

(株)特種東海フォレスト二軒小屋事務所 054-260-2238

「上記以外（土日祝休日、平日 17:15 から 8:30 まで）」

静岡市役所 代表電話 054-254-2111

または

(株)特種東海フォレスト二軒小屋事務所 054-260-2238

連絡先【令和 7 年 5 月 7 日以降】

「平日 8:30 から 17:15 まで」

静岡市役所 森林経営管理課 ホームページをご確認ください

または

(勤務場所引越のため連絡先不確定)

(株)特種東海フォレスト二軒小屋事務所 054-260-2238

「上記以外（土日祝休日、平日 17:15 から 8:30 まで）」

静岡市役所 代表電話 054-254-2111

または

(株)特種東海フォレスト二軒小屋事務所 054-260-2238

3 お願い

パトランプの点灯を確認し、引き返す前に

次に来る人の安全確保のため、ご協力をお願いします。

パトランプ付近に置いてあるバリケードを設置し、立入禁止措置を行ってください。

ただし、反対側のバリケードを設置する行為は禁止します。

(危険ですので現場法面下は絶対に通行しないでください。)

設置作業は、ご自身の安全が確保できる範囲としてください。

<沼平ゲート側 設置例>



<二軒小屋側 設置例>



<沼平ゲート側 パトランプ>



<二軒小屋側 パトランプ>



※パトランプが点灯していない時も、落石が無いか、法面状態を確認して通行してください